

平成27年国勢調査第3次試験調査(フルレスリハーサル)の概要(案)

調査の目的

- これまでの試験調査結果を踏まえて策定した平成27年国勢調査の実施計画案に基づき、平成27年国勢調査第3次試験調査を実施し、調査方法の最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における事務処理の習熟を図る。

調査の概要

- 調査時期：平成26年6月19日（木）（予定）
- 調査地域：都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む52市区）の区域に属する平成22年国勢調査調査区の中から、地域特性ごとに選定する520調査区
- 調査対象：調査日現在、上記の選定調査区に常住するすべての世帯・人（約28,080世帯）
- 調査項目：
 - <世帯員に関する事項>
男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類 など
 - <世帯に関する事項>
世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など
- 調査票：試験調査の結果を踏まえ、OCR（光学式文字読取装置）調査票を設計
- 調査方法：
 - <調査票の配布方法>
調査員がインターネットによる回答を促進するため、全世帯に対して、調査票配布前にインターネット回答の利用案内を配布
インターネットで回答がなかった世帯にのみ、調査票を配布
 - <調査票の提出（回答）方法>
インターネットによる回答のほか、調査票を配布した世帯は、記入済の調査票の提出について、調査員にそのまま提出する方法、調査票を封筒に入れて封をして調査員に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかが選択できることを周知

インターネット
回答用ID等を
世帯に配布

インターネット
回答

調査票を世帯に
配布
(インターネット回答の
なかった世帯のみ)

調査員又は
郵送提出

- 調査の流れ：

総務省
統計局

都道府県
(47)

市区
(52)

指導員
(52)

調査員
(364)

世帯
(28,080)

結果の利用

- 平成27年国勢調査の企画・立案の基礎資料
- 統計委員会及び人口・社会統計部会等への検討結果の報告 など

平成27年国勢調査第3次試験調査 調査の概要（案）

1 調査の目的

平成27年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事務、調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。

2 調査の期日及び日程

(1) 調査の期日

調査は、平成26年6月19日（木）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の主要日程

別紙参照

3 調査の地域

(1) 市区

都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む）の52市区とする。

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成22年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する520調査区とする。

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で、総務省統計局長が決定する。

地域特性	調査区数	調査員数	指導員数
オートロックマンションなど民営の賃貸住宅が多い地域 (単身者が多い地域を除く)	3調査区	1調査区担当：1人 2調査区担当：1人	1人
ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域※	3調査区	1調査区担当：1人 2調査区担当：1人	
一戸建の多い地域	2調査区	1調査区担当：2人	
その他の地域	2調査区	2調査区担当：1人	
合計	10調査区	7人	1人

※3調査区のうち1調査区は、学生寮など、世帯員が30人以上の施設等の世帯を含む調査区とする。

4 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

5 調査項目

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項（13項目）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 氏名 | (ク) 5年前の住居の所在地 |
| (イ) 男女の別 | (ケ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (コ) 所属の事業所の名称及び事業の内容 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (サ) 仕事の種類（職業） |
| (オ) 配偶の関係 | (シ) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (ス) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | |

(2) 世帯に関する事項（4項目）

- | | |
|-----------|------------|
| (ア) 世帯の種類 | (ウ) 住居の種類 |
| (イ) 世帯員の数 | (エ) 住宅の建て方 |

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局—都道府県—市区—指導員—調査員—世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法（先行方式）により実施する。

ア 調査員（世帯が居住する住居・施設等の管理者で、調査員業務の委託を受けた者を含む。以下同じ。）は、担当する調査区を巡回し、当該調査区の範囲を確認し『調査区要図』を作成する。

イ 『調査についてのお知らせ』（※）の配布期間に、調査員は担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で『調査についてのお知らせ』を配布するとともに、調査世帯一覧（以下「一覧」という。）を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女の別を含む。）を聴取し、一覧に必要な事項を記入する。

なお、不在世帯については、日・時間を変えて訪問することとするが、それでもなお面接することができない世帯に対しては、『調査についてのお知らせ』を郵便受けに入れるなどして配布する。

※『調査についてのお知らせ』は、封筒形式となっており、『インターネット回答の利用案内』及び『世帯用ログイン情報』を封入した上で配布
ウ 『調査についてのお知らせ』配布後、調査員は、担当する調査区内の全世帯に『インターネット回答の促進リーフレット』を配布する。

エ 調査票配布期間前の所定の期間においては、世帯は、オンライン回答のみ行うことができる。

オ オンライン回答期間の後、調査員は市区及び指導員から伝達されたオンライン回答世帯の情報により、オンライン回答をしていない世帯を特定する。

- カ 調査票配布期間に、調査員は、オンライン回答をしていない世帯を訪問し、面接の上で、調査票等を配布して、調査票への記入を依頼する。
なお、不在世帯に対しては、日・時間を変えて少なくとも3回以上訪問し、さらに訪問を繰り返しても、世帯と面接することができない世帯に対しては、調査票を郵便受け等に入れるなどして配布する。
- キ オンライン回答をしていない世帯は、記入済み調査票の提出について、『調査書類収納封筒』に封をしないで調査員に提出する方法、『郵送提出用封筒』に封をして調査員に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかの方法を選択することができる。
- ク 調査票回収期間に、調査員はオンライン回答をしていない世帯を訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認するとともに、調査員提出を希望する世帯から、調査票を回収する。
- ケ 調査票回収期間の後、調査員は『調査へのご協力ありがとうございました』（確認状）を郵便受けに入れるなどして配布する。
- コ 『調査へのご協力ありがとうございました』（確認状）の配布期間後、調査員は市区及び指導員から伝達された郵送提出世帯の情報により、調査票が提出されていない世帯（調査票未提出世帯）を特定する。
- サ 調査票の当初回収期間内に調査票が提出されていない世帯（調査票未提出世帯）があった場合、調査員は、市区からの指示に基づき、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収を行う。
- シ 調査員は、市区から伝達された情報に基づいて調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。
- ス 調査票未提出世帯が不在等の場合は、調査員は再三訪問するなどして世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、調査員は近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票への記入を行うものとする。（聞き取り調査）
- セ 聞き取り調査を行った世帯に対し、調査員は『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。
- ソ 調査員は調査票等を整理の上、市区に提出する。

(3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入することにより行う。

7 その他

第3次試験調査は、国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお、調査の実施については、統計法に基づく一般統計調査として総務大臣の承認を受ける。

平成27年国勢調査第3次試験調査の主要日程(案)

別紙

時期	世帯	調査員	指導員	市区	都道府県
4月中旬～下旬				地方別都道府県・市区事務打合せ会出席	地方別都道府県・市区事務打合せ会開催(開催県)及び出席(参集県)
5月中旬～下旬		調査員事務打合せ会出席	・指導員事務打合せ会出席 ・調査員事務打合せ会出席	・指導員事務打合せ会開催 ・調査員事務打合せ会開催	・指導員事務打合せ会出席 ・調査員事務打合せ会出席
5/27～5/28		・担当調査区の確認			
5/29～5/31	オンライン回答開始	・『調査についてのお知らせ』(『インターネット回答の利用案内』及び『世帯用ログイン情報』を含む)の配布 ・『調査世帯一覧』の作成			
6/5～6/6		『インターネット回答促進リーフレット』の配布			
～6/8	インターネット回答期限				
6/9～6/13		・オンライン回答世帯特定及び『調査世帯一覧』への反映 ・調査票配布準備	オンライン回答世帯の調査員への伝達	オンライン回答世帯特定及び指導員への伝達	
6/14～6/18	調査票の提出開始	・調査票の配布(オンライン回答していない世帯のみ) ・『調査世帯一覧』の作成		(民間サポート) 『郵送提出用封筒』のバーコード読み取り、仕分け、梱包(～6/30)	バーコード読み取り後の『郵送提出用封筒』の市区への発送(～6/30)
6/19	調査期日				
6/19～6/25		調査票の回収及び調査票の提出状況の確認			
～6/25	調査票の提出期限				
6/26～6/28		・『調査世帯一覧』の作成 ・『調査へのご協力ありがとうございました』(確認状)の配布			
7/1～7/5			郵送による調査票を回答した世帯の調査員への伝達	郵送による調査票を回答した世帯の特定及び指導員への伝達	
7/6～7/8		・郵送による調査票を回答した世帯の特定 ・『調査票提出のお願い』(督促状)の配布 ・『調査世帯一覧』の補完(聞き取り)			
7/9～7/10		・回収した調査票、『調査世帯一覧』等の検査 ・回収した調査票、『調査世帯一覧』等の市区への提出		調査員からの調査書類受領	
7月中旬～下旬			調査票等の審査	・調査票等の審査 ・調査書類審査会開催 ・市区町村要計表及び政令指定都市要計表の作成及び審査	・調査書類審査会出席 ・都道府県要計表の作成及び審査
7月下旬		調査員報告会出席	・指導員報告会出席 ・調査員報告会出席	・指導員報告会開催 ・調査員報告会開催	・指導員報告会出席 ・調査員報告会出席
7月下旬				市区事後報告会開催	市区事後報告会出席
8月上旬				調査書類の都道府県への提出	調査書類の統計局への提出
8月中旬～下旬					都道府県事後報告会出席(統計局開催)

こちらは、ウラ側です
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4
<p>6月12日から18日 10までの1週間に仕事を しましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事とは、収入を伴う仕事をいい、自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます 通学には、予備校・専門学校などに通っている場合も含めます 幼稚園又は保育所（保育園）に通っている場合は、その他に記入します 	<p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた 仕事を探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢など）</p>	<p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた 仕事を探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢など）</p>	<p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた 仕事を探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢など）</p>	<p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた 仕事を探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢など）</p>
<p>就業者・通学者について（・仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入してください ・10欄で仕事を休んでいたに記入した人は11～14欄にその休んでいた仕事について記入してください）</p>				
<p>11 従業地又は通学地</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください 同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください 他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください（東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで） 	<p>自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)</p>			
<p>就業者について（10欄で通学に記入した人は12～14欄には記入の必要はありません）</p>				
<p>12 勤めか 自営かの別</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます 自営業主とは個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人をいいます 	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他</p> <p>会社などの役員 自営業主（雇人あり/なし） 家族従業者 家庭内の賃仕事（内職）</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他</p> <p>会社などの役員 自営業主（雇人あり/なし） 家族従業者 家庭内の賃仕事（内職）</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他</p> <p>会社などの役員 自営業主（雇人あり/なし） 家族従業者 家庭内の賃仕事（内職）</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他</p> <p>会社などの役員 自営業主（雇人あり/なし） 家族従業者 家庭内の賃仕事（内職）</p>
<p>13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください 	<p>13欄と14欄は「調査票の記入のしかた」の●～●ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください</p>			
<p>14 本人の仕事の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください 				

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください